

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆司

岩手県人事委員会規則第12号

職員の特殊勤務手当に関する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後																				
(教育業務連絡指導手当)			(教育業務連絡指導手当)																				
第26条の4 条例第19条の4第1項に規定する「人事委員会が定めるもの」及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている「人事委員会が定めるもの」とは、岩手県立中学校の管理運営に関する規則（平成20年岩手県教育委員会規則第14号）、岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第3号）、岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第4号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき定められた市町村立の小学校 <u>及び</u> 中学校の管理運営に関する規則の規定により置かれる主任等で次の表に掲げるものとする。			第26条の4 条例第19条の4第1項に規定する「人事委員会が定めるもの」及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている「人事委員会が定めるもの」とは、岩手県立中学校の管理運営に関する規則（平成20年岩手県教育委員会規則第14号）、岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第3号）、岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第4号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき定められた市町村立の小学校 <u>、中学校<u>及び</u>義務教育学校</u> の管理運営に関する規則の規定により置かれる主任等で次の表に掲げるものとする。																				
<table border="1"><thead><tr><th colspan="3">主任等</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) (2)</td><td>(2) 3学級以上の学校、学科、部又は学年に置かれる主任等</td><td>(3) 6学級以上の学校又は部に置かれる主任等</td></tr><tr><td>(3)以外の主任等</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			主任等			(1) (2)	(2) 3学級以上の学校、学科、部又は学年に置かれる主任等	(3) 6学級以上の学校又は部に置かれる主任等	(3)以外の主任等			<table border="1"><thead><tr><th colspan="3">主任等</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) (2)</td><td>(2) 3学級以上の学校、学科、部又は学年に置かれる主任等</td><td>(3) 6学級以上の学校又は部に置かれる主任等</td></tr><tr><td>(3)以外の主任等</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			主任等			(1) (2)	(2) 3学級以上の学校、学科、部又は学年に置かれる主任等	(3) 6学級以上の学校又は部に置かれる主任等	(3)以外の主任等		
主任等																							
(1) (2)	(2) 3学級以上の学校、学科、部又は学年に置かれる主任等	(3) 6学級以上の学校又は部に置かれる主任等																					
(3)以外の主任等																							
主任等																							
(1) (2)	(2) 3学級以上の学校、学科、部又は学年に置かれる主任等	(3) 6学級以上の学校又は部に置かれる主任等																					
(3)以外の主任等																							
[略]			[略]																				
小学校		小学校 <u>（義務教育学校の前期課程を含む。）</u> [略]																					
中学校		中学校 <u>（義務教育学校の後期課程を含む。）</u> [略]																					
2 [略]			2 [略]																				
備考 改正部分は、下線の部分である。																							

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。